

条件付一般競争入札の実施について

粕屋町が発注する業務委託について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 の規定により公告します。

令和 8 年 2 月 10 日

福岡県糟屋郡粕屋町長 箱 田 彰

1. 入札対象業務

- (1) 業務名 粕屋町立図書館・歴史資料館 空調・衛生設備保守点検業務
- (2) 対象地域 粕屋町立図書館・歴史資料館（福岡県糟屋郡粕屋町若宮一丁目 1 番 1 号）
- (3) 業務内容
粕屋町立図書館・歴史資料館 空調・衛生設備保守点検業務 一式
1. 空調・衛生設備を点検、調整、清掃し、常時安全で良好な運転を保つものとする。
2. 冷房使用前と暖房使用前の各時期に点検、調整を各 1 回以上実施するものとする。
3. 上記以外の保守点検業務として、空調・衛生設備が正常に作業しない時は、随時、適切な処置を行うものとする。
4. 作業に必要な消耗品は受託者負担とする。
5. 定期保守点検終了後、すみやかに作業点検報告書を提出すること。
- (4) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

2. 入札者の条件

- (1) 入札公告日から落札決定日まで、次に掲げる条件を全て満たしていること。
 - ア 令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - イ 令和 6・7 年度粕屋町競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
 - ウ 粕屋町指名停止等措置要綱（平成 13 年粕屋町要綱第 5 号）の規定による指名停止措置の期間中（この告示日から本業務入札の日までとする。）でないこと。
 - エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加者資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。
 - オ 直近 1 年間の法人税、法人都道府県民税、法人住民税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 福岡県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (3) 令和 2 年度以降（過去 5 年間）に国又は地方公共団体等と本業務にかかる種類及び規模を同じくする契約を締結したことがあること。

3. 入札参加資格確認申請及び添付書類

- (1) 本業務の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、申請書等は全てA4サイズとし、アからエまでの順に整えて提出すること。
 - ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書
 - イ 履行実績に関する経歴書（令和8年1月時点で完了しているもの1件以上。任意様式で、契約相手、業務名、契約期間を記載すること。）
 - ウ 履行実績を証する書類の写し（契約書、仕様書の写し等）
 - エ 誓約書
- (2) 申請書等は、粕屋町ホームページの「入札・事業者>入札・契約>公募>一般競争入札」のページ（以下「ホームページ」という。）に掲載の該当業務の申請書及び添付書類をダウンロードすること。
- (3) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をした者は、入札に参加できない。

4. 申請書及び添付書類の提出方法

条件付一般競争入札参加資格申請書及び添付書類は、郵送又は持参すること。

申請受付 令和8年2月10日（火）から令和8年2月27日（金）午後5時まで

申請窓口 〒811-2314 福岡県糟屋郡粕屋町若宮一丁目1番1号

粕屋町立図書館 行

※封筒の表面に「粕屋町立図書館・歴史資料館 空調・衛生設備保守点検業務 申請書在中」と記載すること。

※郵送の場合、受付期間内に到達すること。

※持参の場合、2月の休館日に注意すること。（図書館ホームページに休館日掲載）

5. 入札参加資格の確認結果

競争入札参加資格確認通知書は、令和8年3月6日（金）までに申請者あてにFAX送信する。

6. 仕様書等の配布期間、場所及び方法

- (1) 閲覧期間 令和8年2月10日（火）から令和8年3月12日（木）まで
- (2) 閲覧場所 粕屋町ホームページ
- (3) 仕様書などに関する質問

仕様書などに関する質問及び回答は、次のとおりとする。

ア 質問受付

令和8年2月10日（火）から令和8年2月27日（金）まで

ただし、質問は電子メールにて受付けるものとし、最終日は午後3時までとする。

イ 質問先

電子メールの表題：粕屋町立図書館・歴史資料館 空調・衛生設備保守点検業務 質疑書の送付（会社名）

電子メールの宛先：lib@town.kasuya.fukuoka.jp

ウ 質問回答

回答内容は、令和8年3月6日（金）までに質問者の他、入札参加業者全員に送信するので留意すること。

7. 開札の日時及び場所

- (1) 開札日時 令和8年3月13日（金） 午前10時から
- (2) 開札場所 糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号
粕屋町役場 2階 社会教育課
※入札会は開催しない

8. 入札方法

- (1) 入札回数は、1回とする。
- (2) 提出書類
ア 入札書
イ 入札金額に対応した業務費内訳書（「業務費内訳書（総括）」を表紙とすること。）
- (3) 提出方法
ア 「持参」「一般書留」「簡易書留」又は「レターパックプラス」のいずれかの方法で提出すること。
イ 宛先 〒811-2314 福岡県糟屋郡粕屋町若宮一丁目1番1号
粕屋町立図書館 行
ウ 提出期限 令和8年3月12日（木）午後5時までに到達すること。
- (4) 入札書などの封入方法
ア 外封筒及び中封筒の二重封筒を用いること。
イ 中封筒には入札書のみを入れて封かんし、入札書に押印した印により3か所を封印すること。
ウ 中封筒の表面に、「業務名」、「入札者の商号又は名称」及び「入札書在中」の旨を記載すること（貼り付け用紙を切り取ってのり付けしても可）。
エ 外封筒には上記の中封筒、業務費内訳書を入れて封かんし、封筒の表面に「業務名」、「入札者の商号又は名称」及び「入札書・内訳書在中」の旨を記載すること（貼り付け用紙を切り取ってのり付けしても可）。

9. 入札事項など

- (1) 予定価格 2,145,000円（消費税相当額 195,000円含む）
- (2) 最低制限価格の設定
設定 なし
- (3) 調査基準価格の設定
設定 なし
- (4) 入札保証金
粕屋町財務規則（平成5年粕屋町規則第10号。以下「規則」という。）第101条により免除。ただし、町長が特に必要があると認めるとき又は契約を締結しないこととなるおそれが

あると認められた者は、入札金の 100 分の 5 以上の額とする。

(5) 契約保証金

規則第 123 条及び第 124 条のとおり。

(6) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び虚偽の入札参加資格確認申請を行った者のした入札並びに規則第 104 条各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、公告日から落札者の決定までの間において、2. の各号に掲げる資格を欠いた者は、競争に参加する資格のない者に該当するものとする。

(7) 前払金の適用

適用なし

(8) 入札書などが提出期限までに粕屋町立図書館に到達しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

(9) 普通郵便など指定した郵便以外の方法で提出された入札書などは、無効とする。

(10) 入札書と業務費内訳書の積算金額が相違する入札は、無効とする。

(11) 入札金額の訂正、記載事項の不明確なもの及び記名押印のないもの、その他入札に関し町の定める条件に違反した入札は、全て無効とする。

(12) 入札者が 1 者のみの場合も有効とする。

(13) 入札者のうち、予定価格内で最低価格の入札者を落札人と定める。最低価格入札者の入札が無効等、何らかの理由で契約締結まで至らない場合は、原則として最低価格以上の次順位者を落札者とする。なお、同価格入札があったときは、入札事務に従事しない職員がくじをひき落札人を定める。また、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格の範囲内で最低価格の入札者を落札人とする。

(14) 現場説明会は行わない。ただし、本業務について質問等を行う場合は、質問書により別途行うこと。

(15) 落札決定後において、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約を結ばないことがある。

10. 問い合わせ先

〒811-2314 福岡県糟屋郡粕屋町若宮一丁目 1 番 1 号

粕屋町立図書館 担当：杉野

TEL : (092) 938-0732 / FAX : (092) 938-0733